

## 五泉市家庭系燃えるごみ指定袋の取扱いに関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、五泉市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例（平成18年五泉市条例第99号）第27条第1項第2号に定められた一般廃棄物処理手数料（以下「手数料」という。）について、家庭系燃えるごみ指定袋（以下「ごみ指定袋」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(ごみ指定袋の販売ができる者)

第2条 手数料を徴収した上でごみ指定袋を販売すること（以下「販売」という。）は、この要領により市長の認定を受け、かつ、販売に係る諸業務（以下「取扱業務」という。）について、市長と委託契約を締結した者が行う。

2 前項の規定により委託契約を締結した者は、ごみ指定袋を景品、賞品等として提供してはならない。

(取扱品目)

第3条 手数料としての取扱品目は次の表のとおりとする。

区分	袋の規格等 容量 (ℓ)		価格 (手数料)	備考
ごみ指定袋	大	容量 45ℓ	1組 450円	(@45円×10枚)
	中	容量 30ℓ	1組 300円	(@30円×10枚)
	小	容量 20ℓ	1組 200円	(@20円×10枚)
	極小	容量 10ℓ	1組 100円	(@10円×10枚)

注) 上記の価格に消費税は含まれる。

(取扱業務)

第4条 第2条第1項に規定する取扱業務は、次のとおりとする。

- (1) ごみ指定袋の保管及び販売に関すること。
- (2) ごみ指定袋の販売数に応じた手数料の納入に関すること。
- (3) 五泉市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例施行規則に規定する引換券とごみ指定袋の交換に関すること。
- (4) ごみ減量化対策のPR活動に協力すること。

(認定の要件)

第5条 第2条第1項の規定により市長の認定を受けることができる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 市内に店舗を有する小売業者とし、随時募集する。
- (2) 市税に未納がないこと。
- (3) 前条に定める取扱業務を履行することができること。

(4) 五泉市暴力団排除条例（平成24年五泉市条例第32号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団等」という。）でないこと及び暴力団等と密接な関係を有していないこと。

（認定の申請）

第6条 第2条第1項の規定による市長の認定を受けようとする者は、五泉市家庭系燃えるごみ指定袋取扱申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 店舗所在地を示す地図
- (2) 市税に未納がないことを証する書類
- (3) その他、市長が必要と認める書類

（認定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、五泉市家庭系燃えるごみ指定袋取扱認定通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知する。

（委託契約の締結）

第8条 前条の規定により認定の通知を受けた者（以下「認定者」という。）は、取扱業務に係る委託契約を市長と締結する。

（認定内容の変更又は廃止）

第9条 認定者は、第6条の規定による申請の内容に変更が生じるとき、又は認定の廃止をするときは、事前に五泉市家庭系燃えるごみ指定袋取扱変更（廃止）届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（認定の解除）

第10条 市長は、認定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該認定を解除するものとする。

- (1) ごみ指定袋の取扱業務に必要な資力及び信用を失った場合
- (2) この要領の規定に違反した場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が取扱所として不相当と認めた場合

2 市長は、前項の規定により認定を解除した場合は、五泉市家庭系燃えるごみ指定袋取扱解除通知書（様式第4号）により通知する。

（雑則）

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年7月24日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

## 五泉市家庭系燃えるごみ指定袋取扱申請書

年 月 日

（宛先）五泉市長

住 所

申請者 名称

代表者名

五泉市家庭系燃えるごみ指定袋取扱所の認定を受けたいので、五泉市家庭系燃えるごみ指定袋の取扱いに関する要領第6条の規定により、関係書類を添え下記のとおり申請します。

### 記

店舗名		
店舗所在地	〒	
連絡先	担当者	(部署・所属) (氏名)
	電話番号	
	FAX 番号	
	メールアドレス	
取扱日時 (営業日・営業 時間など)		
備考		

### ※添付書類

- ①店舗所在地を示す地図
- ②市税に未納がないことを証する書類
- ③その他、市長が必要と認める書類（暴力団等の排除に関する誓約書など）

## 五泉市家庭系燃えるごみ指定袋取扱認定通知書

様

五泉市長 印

年 月 日付けで申請のあった五泉市家庭系燃えるごみ指定袋の取扱いについて、下記のとおり認定しましたので通知します。

記

五泉市家庭系燃えるごみ指定袋取扱所

取扱店番号	
店舗名	
店舗所在地	〒
備考	

### 取扱所の遵守事項

1. 一般の需要を満たすに足りる数量のごみ指定袋を常備し、適正な管理をすること。
2. 店舗内のごみ指定袋を置く場所に交付単位当たり（10枚1組）の価格（手数料）の額を表示すること。
3. ごみ指定袋の割引販売や景品としての利用は行わないこと。
4. 認定の廃止又は認定の取消のときは、五泉市へ保管するごみ指定袋を速やかに引き渡すこと。
5. 五泉市からごみ指定袋の在庫の報告、取扱方法の指示等を求められたときは、速やかに応じること。

様式第3号（第9条関係）

五泉市家庭系燃えるごみ指定袋取扱変更（廃止）届

年 月 日

（宛先）五泉市長

住 所

申請者 名称

代表者名

五泉市家庭系燃えるごみ指定袋取扱所の認定について、下記のとおり内容の変更（廃止）をしたいので届け出ます。

記

取扱店番号	
店舗名	
届出内容	変更・廃止
変更（廃止）理由	
変更（廃止）年月日	年 月 日より
担当者氏名	電話番号 FAX 番号
備考	

変更内容

--

## 五泉市家庭系燃えるごみ指定袋取扱解除通知書

様

五泉市長

印

次のとおり五泉市家庭系燃えるごみ指定袋の取扱いに関する要領第10条の規定により、取扱所の認定を解除しましたので通知します。

記

取扱店番号	
店舗名	
店舗所在地	〒
代表者名	
解除年月日	年 月 日
解除理由	